

# 関内・関外地区活性化協議会 規約

平成24年12月6日制定  
令和5年4月1日最近改正

## (名称)

第1条 本会は、関内・関外地区活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、関内・関外地区の活性化を持続可能なものとするため、関内・関外地区活性化ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づく取組および地域全体の活性化に効果のある重点的な取組（以下「重点取組」という。）について、地域が一体となって議論、情報共有し、あわせて、様々な主体が実施する具体的事業と適切かつ効果的に関わりを持って支援することで、地域の発展に寄与することを目的とする。

## (協議事項)

第3条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) ビジョンに基づく取組および重点取組とその支援に関すること
- (2) 協議会の運営に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するため必要な事項

## (会員)

第4条 協議会の会員は、別表1に掲げるとおりとする。

2 協議会は、前項の会員のほか、次に掲げる団体又は法人で協議会が必要であるとして協議会の同意を得たものを会員とすることができる。

- (1) 関内・関外地区の商店街又はまちづくり団体等
- (2) 関内・関外地区における公共的・公益的な設備、施設又はサービスを整備又は提供する企業
- (3) 関内・関外地区における経済活動等を推進する非営利法人
- (4) 前3号に類する団体又は法人

## (特別会員)

第5条 協議会の特別会員は、別表2に掲げるとおりとする。

2 特別会員は、協議会における協議事項のうち、決裁に関する事項に加わらないこととする。

3 協議会は、第1項の特別会員のほか、次に掲げる団体又は法人で協議会が必要であるとして協議会の同意を得たものを特別会員とすることができる。

- (1) 地方公共団体
- (2) 関内・関外地区周辺のまちづくり団体等
- (3) 関内・関外地区における公共的・公益的な設備、施設又はサービスを整備又は提供する企業
- (4) 関内・関外地区における経済活動等を推進する非営利法人
- (5) 前4号に類する団体又は法人

#### (賛助会員)

第6条 協議会の賛助会員は、別表3に掲げるとおりとする。

- 2 賛助会員は、協議会における協議事項のうち、決裁に関する事項に加わらないこととする。
- 3 協議会は、第1項の賛助会員のほか、協議会の目的に賛同し、協議会の取組を支援し、協力しようとする団体又は法人を賛助会員とすることができる。
- 4 賛助会員として入会しようとする者は、協議会に賛助会員加入申込書（第1号様式）を提出し、協議会の同意を得なければならない。
- 5 協議会は、賛助会員が第1項の主旨に反すると認めるときは、当該賛助会員を退会させることができる。

#### (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- 2 会長は、会員又は関内・関外地区を中心とした臨海部の活性化に特に貢献していると認められる者の中から互選により選出する。
- 3 副会長は、協議会の同意を得て、会員及び特別会員又は関内・関外地区を中心とした臨海部の活性化に特に貢献していると認められる者の中から会長が選任する。
- 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、会長を除き、当該会員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

#### (顧問)

第7条の2 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の同意を得て、会長が選任する。

#### (職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき

は、会長の職務を代理する。

#### (会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会員をもって構成する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長を議長とする。
- 3 会議は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議決は、出席会員の3分の2以上で決する。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 会議は公開とする。ただし、公開することにより協議会、協議会の会員又は第三者の権利、利益若しくは公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、会長は、会議を非公開とすることができる
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (執行部会)

第10条 会議における協議の円滑化及び地区内外におけるまちづくりの動向に係る建設的な意見交換のため、協議会に執行部会を置く。

- 2 執行部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (重点取組検討部会等)

第10条の2 第3条第1号に関する調査、検討を行うため、協議会に重点取組検討部会等を置くことができる。

- 2 重点取組検討部会等の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、協議会の同意を得て、会長が定める。

#### (会計)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の事業等にかかる会計事務は事務局が行う。
- 3 事務局は、会計年度ごとに協議会の当該年度の会計について副会長の監査を受けなければならない。
- 4 前項の監査の結果は協議会で報告する。

#### (解散)

第13条 協議会を解散する場合は、会員総数の4分の3以上の同意を得なければ

ばならない。

- 2 協議会を解散する場合は、解散の日をもって決算する。
- 3 本規約は、第1項の協議会の解散をもって廃止する。

**(所在地)**

第14条 協議会の所在地を次のとおりとする。

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番の10（横浜市都市整備局内）

**(補則)**

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(別表 1)

石川町街づくり委員会
伊勢佐木町1・2丁目地区地区計画等検討委員会
一般社団法人関内まちづくり振興会
一般社団法人横浜北仲エリアマネジメント
協同組合伊勢佐木町商店街まちづくり委員会
一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会
野毛地区街づくり会
馬車道商店街協同組合
初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会
元町まちづくり協議会
山下公園通り会
横浜中華街「街づくり」団体連合協議会
横浜橋通商店街協同組合
一般社団法人吉田町名店街会
公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー
特定非営利活動法人 HamaBridge 濱橋会
東日本旅客鉄道株式会社
株式会社横浜銀行
一般社団法人横浜青年会議所
一般社団法人横浜港振興協会
横浜高速鉄道株式会社
一般社団法人関内活性会
京浜急行電鉄株式会社
東急株式会社
株式会社横浜シーサイドライン
東京ガスネットワーク株式会社
相鉄ホールディングス株式会社
株式会社横浜国際平和会議場
株式会社フジエクスプレス
東日本電信電話株式会社
株式会社ドコモビジネスソリューションズ
横浜中華街発展会協同組合
協同組合元町エスエス会

(別表 2)

横浜市
日本放送協会 横浜放送局
神奈川県警察
神奈川県
首都高速道路株式会社
一般社団法人横浜みなとみらい 21
横浜駅東口振興協議会
一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

(別表 3)

株式会社大林組
鹿島建設株式会社
株式会社 J T B
清水建設株式会社
大成建設株式会社
株式会社竹中工務店
三井不動産株式会社
三菱地所株式会社

## 関内・関外地区活性化協議会 運営要領

平成24年12月6日制定

関内・関外地区活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第9条第7項に基づき、協議会の会議（以下「会議」という。）運営に必要な事項を次のとおり定める。

- 1 協議会の会長は、会議を招集するときは、あらかじめ会議の開催場所及び開催日時並びに会議に付すべき事項を協議会の会員に通知するものとする。
- 2 会議の議事進行は、協議会の事務局が行うものとする。
- 3 会議の議事について、議事録を作成するものとする。
- 4 緊急を要するときは、書面のやりとりによって会議の議決を行うことができるものとする。

---

## 関内・関外地区活性化協議会執行部会 規程

平成27年3月26日制定  
令和2年4月1日最近改正

関内・関外地区活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第10条第2項に基づき、執行部会について、次のとおり定める。

- 1 執行部会の構成員（以下「執行部会員」という。）は、次のとおりとする。
  - (1) 協議会会長
  - (2) 協議会副会長
  - (3) 協議会会長が指名し、執行部会の同意を得た者。
- 2 執行部会には、リーダーを1名置く。
- 3 リーダーは、執行部会員の中から互選により選出する。
- 4 リーダーは、執行部会を代表し、会務をとりまとめる。
- 5 執行部会は、リーダーが招集し、リーダーを議長とする。
- 6 執行部会は原則として非公開とする。



## 関内・関外地区活性化協議会重点取組検討部会 規定

令和4年3月22日制定

関内・関外地区活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第10条の2第2項に基づき、重点取組検討部会（以下「部会」という。）について次のとおり定める。

- 1 部会の構成員は、協議会会員、特別会員及び賛助会員のうち、有志の者とする。
  - 2 重点取組を推進するにあたり、必要に応じて学識者等に参画してもらうことができることとする。
  - 3 その他、部会の組織、運営等において必要な事項は、部会において別に定める。
-

(第1号様式)

年 月 日

## 関内・関外地区活性化協議会賛助会員加入申込書

関内・関外地区活性化協議会 御中

申込者

印

関内・関外地区活性化協議会規約第6条第2項の規定に基づき、下記の通り賛助会員として入会を申し込みます。

団体・会社名	フリガナ		
所在地・連絡先	〒		
	電話番号 ( )	FAX番号 ( )	
ホームページアドレス			
担当者	部署・役職名	フリガナ	
		氏名	
	Eメールアドレス		
	住所・連絡先 (上記所在地・連絡先と異なる場合のみご記入ください) 〒		
	電話番号 ( )	FAX番号 ( )	
入会を希望する理由 (必要に応じ別紙を添付してください)			
支援・協力したい協議会の取組			
支援・協力の具体的内容 (必要に応じ別紙を添付してください)			